

一般競争入札公告

令和8年6月29日

小菅村長 船木 直美

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告します。

一 入札に付する事項

- 業務名 地域担い手循環型居住拠点整備事業
小永田1号棟詳細設計・工事監理業務委託
- 業務概要
 - 実施設計業務（既存設計図を基にした建築・構造・設備変更設計）
 - 工事監理業務
 - 建築確認申請手続き業務
 - 工事費積算業務
- 履行場所 山梨県北都留郡小菅村 小永田地内
- 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- 予定価格 事前公表しない

二 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所として、山梨県に登録を受けている者であること。

- 4 山梨県内に事業所を有する者であること。

三 一般競争入札の参加資格の確認

- 1 確認申請の時期

この公告の日から令和8年7月3日（金）まで

- 2 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- 3 申請書の提出方法

次に掲げる場所に持参又は郵送すること。

〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村 4698

小菅村役場 源流振興課

電話番号：0428-87-0111

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 三3に掲げる場所

- 2 入札説明書等の交付

この公告の日から令和8年7月3日（金）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、三3に掲げる場所において交付する。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、三3の電話番号に必ず電話したうえで、令和8年7月3日（金）午後1時までに電子メールにて入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファクス番号）及び担当者名を送信すること。

（宛先メールアドレス：yosuke-funaki@vill.kosuge.yamanashi.jp）

- 3 入札及び開札の日時及び場所

（一）日時 令和8年7月17日（金）10：00

（二）場所 山梨県北都留郡小菅村 4698 小菅村役場 会議室

- 4 郵送による入札書の提出先及び期限

三3宛てに令和8年7月16日（木）午後4時までに到着するよう送付すること。

- 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一) から (三) までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 127 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

- 1 入札保証金 免除
 - 2 契約保証金 入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第 109 条の 2 の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 違約金の有無 有
 - 4 前払金の有無 無
 - 5 契約書作成の要否 要
 - 6 最低制限価格 無
 - 7 確認申請手数料（確認検査機関へ支払う手数料）は委託料に含まず、実費にて別途精算とする。
 - 8 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、村は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - 9 問合せ先
小菅村役場 源流振興課 副主査 船木 陽介
電話：0428-87-0111 ファクス：0428-87-0933
e-mail：yosuke-funaki@vill.kosuge.yamanashi.jp
-